

「令和7年賃金構造基本統計調査」  
によるタクシー運転者の現況

令和8年5月

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

## 目 次

第1表	タクシー運転者と主要産業労働者との賃金・労働時間比較	1頁
グラフ1	タクシー運転者と主要産業労働者との年間賃金推計額比較	2頁
グラフ2	タクシー運転者の賃金階層別の総職種における順位	3頁
第2表	タクシー運転者と全産業労働者との年齢階級別給与比較	4頁
第3表	タクシー運転者と主要産業労働者との年齢階級別の年間給与の比較	5頁
グラフ3	タクシー運転者の経験年数別の総職種における順位	6頁
第4表	都道府県別タクシー運転者と全産業労働者との労働時間・賃金比較	7頁

この「タクシー運転者賃金・労働時間の現況」は、厚生労働省が毎年6月度の賃金について実施している「賃金構造基本統計調査」の令和7年分の調査結果から、全タク連事務局で参考資料として取りまとめたものであり、各図表における用語の意味は以下のとおりである。

- 1 「月間給与」とは、6月分について、あらかじめ定められた支給条件により支給された「きまって支給する現金給与額」をいい、通勤手当、超過労働手当等を含む。  
「所定内給与」とは、「月間給与」のうち超過労働手当以外のものをいう。  
「年間賞与」とは、令和5年1月～12月に支給された賞与・期末手当等特別給与をいう。  
「年間給与」とは、「月間給与」を12倍したものをいう。  
「年間推計額」とは、〔月間給与×12+年間賞与〕により算出したものをいう。
- 2 「月間労働時間」とは、令和6年6月の所定内実労働時間数と所定外実労働時間数を合計した月間総実労働時間をいう。  
「年間労働時間」とは、「月間労働時間」を12倍したものをいう。

第1表 タクシー運転者と主要産業労働者との賃金・労働時間比較

(単位：千円)

職種項目	平均年齢	平均勤続年数	所定内実労働時間	所定外実労働時間	月間給与	所定内給与	賞与	年間推計額	対前年比
タクシー運転者	56.8 (60.2)	8.3	169	23	359.2 (+9.7%)	306.4 (+8.0%)	197.8 (-10.5%)	4,508.2	8.7%
製造業	44.1 (43.8)	15.3	163	13	366.5	330.0	1,137.9	5,535.9	3.5%
建設業	45.5 (45.3)	13.7	165	11	396.5	366.3	1,163.4	5,921.4	4.8%
卸・小売業	44.3 (43.5)	14.5	162	8	370.3	349.1	1,176.5	5,620.1	3.5%
宿泊・飲食業	43.1 (42.8)	9.6	168	12	303.0	277.2	389.6	4,025.6	1.6%
社会福祉・介護	46.0 (45.2)	9.6	162	4	290.2	278.7	666.1	4,148.5	2.4%
全産業	44.4 (44.1)	12.7	162	11	370.5	340.6	1,009.6	5,455.6	3.5%

※平均年齢の( )は令和6年度の数値

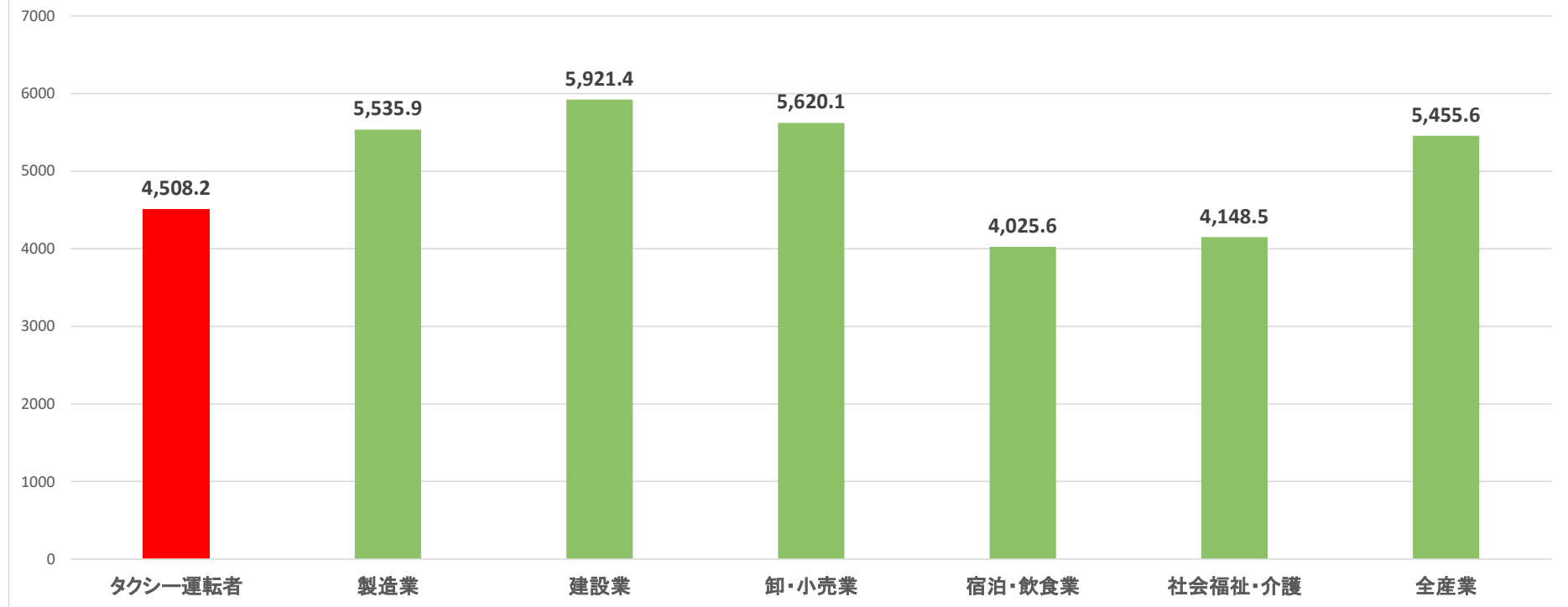
令和7年賃金構造基本統計調査結果によれば、

- ① タクシー運転者の平均年齢は、56.8歳であり、前年と比較して3.4歳減少した。
- ② 年間賃金推計額4,508,200円で、対前年比8.7%増と全産業や他の主要産業(注)と比較して大幅に増加した。  
調査期間中の地域別最低賃金の引上げ率は5.1%、2025年のAB型賃金に係る春闘要求が6%程度であったことを考慮すると、B型賃金における最低保証額の上昇やA型及びAB型賃金におけるベースアップのみならず、令和4年以降の運賃の引上げやアプリ利用率の増加等を背景とした売上の増加に伴う賃金額の増加があったことが想定される。
- ③ 年間推計額については、タクシー運転手の平均額と全産業の平均額を比較すると947,400円の差があることが認められる。  
年功賃金制の場合、最低賃金を上回る固定給の額が勤続とともに上昇するため、年齢・経験年数が高い層ほど最低賃金近傍の者はほとんど見られない。一方、歩合給制度では最低賃金は保障として機能するにとどまり、売上水準に応じて賃金変動するため、年齢に関わらず一定程度の最低賃金近傍の層が生じ得る。  
タクシー運転者の平均賃金が全産業より低い背景には、高齢層における賃金額の差に加え、最低賃金近傍の層の存在の有無が影響している可能性が大きい。
- ④ いずれにしても、歩合給制度によるタクシー運転手の賃金と他産業の年功賃金制による賃金の差は賃金制度の性質による分布構造の違いの影響を受けるものであり、平均賃金のみで単純比較することには留意が必要である。また、年功賃金制と歩合給制の比較に当たっては、平均値に加え、上位層を含めた賃金分布の状況を確認する必要がある。

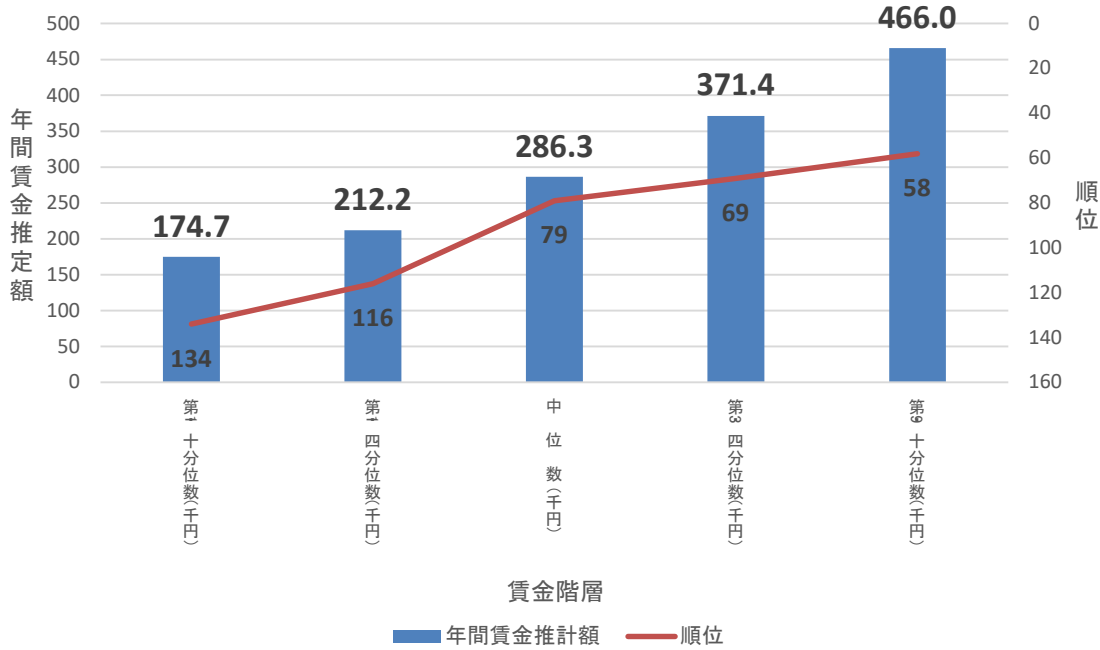
(注) 主要産業の基準

- ① 就業者数が多い産業
- ② 他産業とタクシー業の比較のため、運輸・郵便業は除外
- ③ 医療・社会福祉業のうち、医療については、高度の専門性を有する医師の賃金が高額であるため、賃金水準が高くなっているため、医療業を除外

グラフ1 タクシー運転者と主要産業労働者との年間賃金推計額比較(単位:千円)



グラフ2 タクシー運転者の賃金階層別の総職種における順位



賃金階層	年間賃金推計額	順位
第1・十分位数(千円)	174.7	134
第1・四分位数(千円)	212.2	116
中位数(千円)	286.3	79
第3・四分位数(千円)	371.4	69
第9・十分位数(千円)	466.0	58
職種総数		145

本グラフは、賃金額を低い順に並べた場合の各分位点(10%、25%、50%、75%、90%)におけるタクシー運転者の賃金水準が、職種総数145の中でどの順位に位置するかを示したものである。

※順位は145職種中の位置を示し、数値が小さいほど賃金水準が高いことを意味する。

- ① 第1十分位数(10%)は134位であり、最下位に近い水準となっている。
- ② 第1四分位数(25%)は116位であり、順位は上昇する。
- ③ 中位数(50%)は79位であり、ほぼ中央値水準に位置する。
- ④ 第3四分位数(75%)は69位であり、中央値を上回る。
- ⑤ 第9十分位数(90%)は58位であり、上位4割水準に位置する。
- ⑥ 参考指標として、推定年収900万円以上層の割合は49位であり、高所得層の存在が一定程度確認される。

(結論)

タクシー運転者については、最低賃金近傍の者や、それに近い低位所得層の存在により、平均賃金は他産業と比較して相対的に低く表れる。

一方、分位別にみると、下位層は極めて低位にあるものの、上位層では相対的に高い位置に達しており、賃金分布は下方・上方双方に幅広く広がる構造を示している。

これは、歩合給を中心とする賃金体系の特性に起因するものであり、年功賃金型の分布を持つ他産業とは構造的に異なる。

このため、平均値のみをもって賃金水準を評価することは適当ではなく、分布全体を踏まえた評価が必要である。

以上を踏まえると、タクシー運転者の賃金は平均値のみでは相対的に低く見えるものの、分布全体を考慮すれば一様に低水準とはいえず、上位層には他産業と比較して相対的に高い水準に位置する者も一定程度存在する。

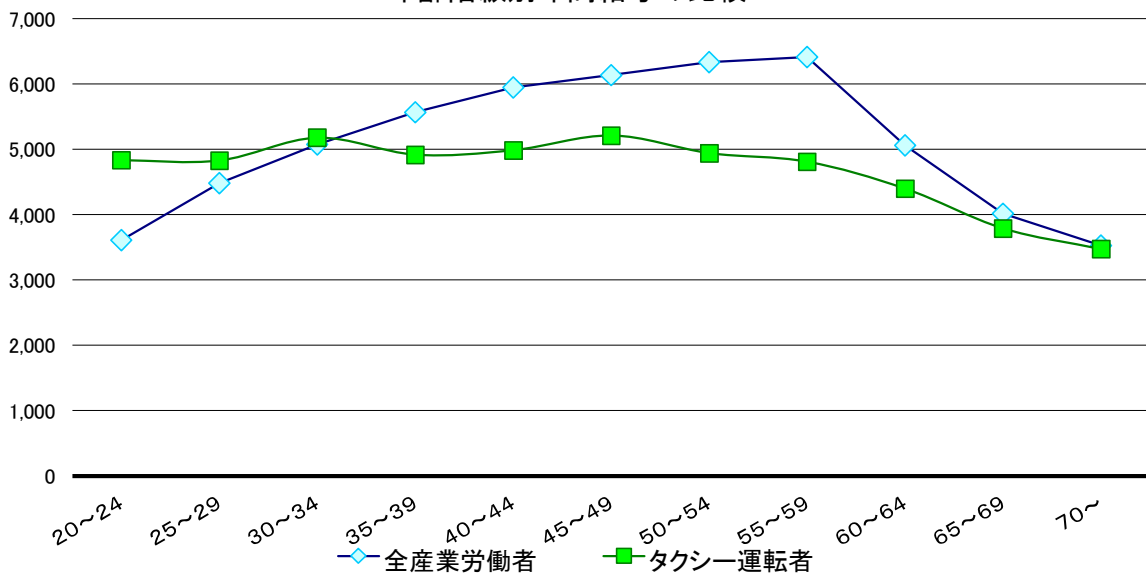
したがって、他産業との比較にあたっては、タクシー事業に特徴的な賃金制度の構造的特性を踏まえた評価が求められる。

第2表 タクシー運転者と全産業労働者との年齢階級別給与比較

年齢階級	タクシー運転者				全産業労働者				格差 ①-②
	月間給与	年間給与	年間賞与	年間推計額①	月間給与	年間給与	年間賞与	年間推計額②	
20～24	399.6	4,795.2	38.4	4,833.6	266.8	3,201.6	412.1	3,613.7	1,219.9
25～29	395.1	4,741.2	87.5	4,828.7	312.9	3,754.8	727.2	4,482.0	346.7
30～34	421.7	5,060.4	118.8	5,179.2	348.2	4,178.4	894.4	5,072.8	106.4
35～39	391.3	4,695.6	223.1	4,918.7	376.7	4,520.4	1,046.7	5,567.1	△ 648.4
40～44	403.1	4,837.2	148.3	4,985.5	398.3	4,779.6	1,167.2	5,946.8	△ 961.3
45～49	409.7	4,916.4	296.7	5,213.1	409.4	4,912.8	1,223.4	6,136.2	△ 923.1
50～54	391.4	4,696.8	246.3	4,943.1	418.5	5,022.0	1,316.5	6,338.5	△ 1,395.4
55～59	382.1	4,585.2	228.3	4,813.5	423.6	5,083.2	1,330.3	6,413.5	△ 1,600.0
60～64	349.7	4,196.4	204.9	4,401.3	350.1	4,201.2	861.5	5,062.7	△ 661.4
65～69	301.1	3,613.2	177.3	3,790.5	300.3	3,603.6	413.6	4,017.2	△ 226.7
70～	278.8	3,345.6	130.3	3,475.9	272.3	3,267.6	260.9	3,528.5	△ 52.6
区分なし	359.2	4,310.4	197.8	4,508.2	370.5	4,446.0	1,009.6	5,455.6	△ 947.4

(単位:千円)

年齢階級別年間給与の比較



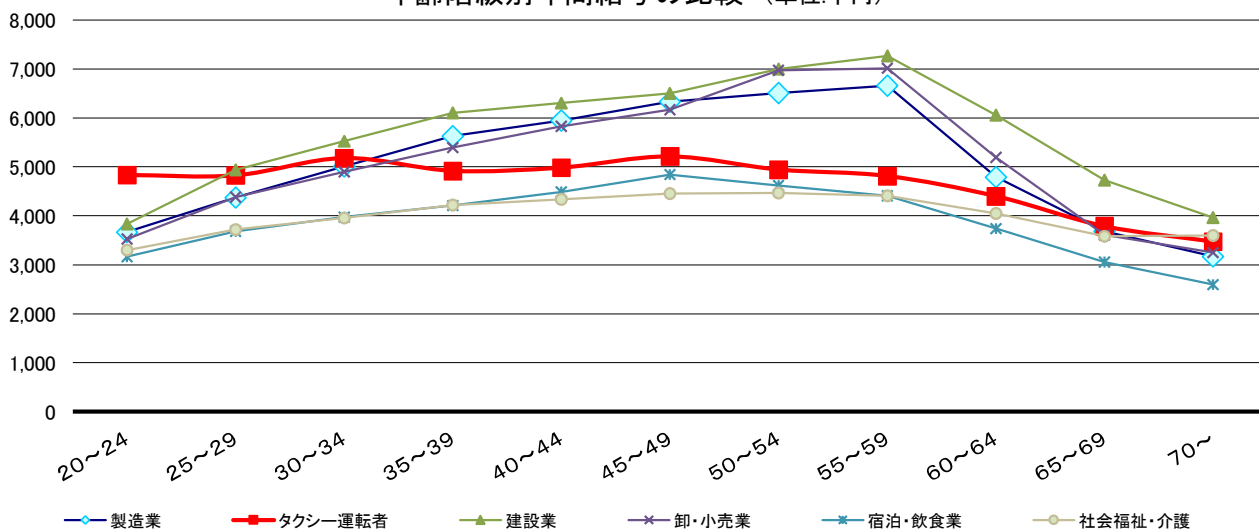
- ① 全産業の年齢別賃金の傾向を見ると、60歳の定年年齢に達するまで一定して賃金額が上昇し、定年直前の賃金が最も高いという年功賃金制の状況を示している。また、60歳から賃金額が急落しているのは、定年後の再雇用による賃金低下が主な理由であると考えられる。
- ② タクシー運転者については、年齢や勤続によって異なる賃金表が適用される年功賃金制とは異なり、年齢や勤続にかかわらず同一の歩合給制の仕組みに基づき賃金が決定される中で、賃金額はおおむね横ばい傾向を示している。なお、高齢層で若干低下が見られる背景には、勤務形態の変化(売上が高い隔日勤務や深夜勤務から日勤への移行等)が影響している可能性がある。
- ③ 全産業労働者とタクシー運転者の比較では、20～34歳まではタクシー運転者の方が賃金が高く、特に20～24歳では100万円以上の差が生じている。他方、年齢が高くなると全産業の方が高くなるが、定年後はその差が縮小する傾向にある。

第3表 タクシー運転者と主要産業労働者との年齢階級別の年間給与の比較

(単位:千円)

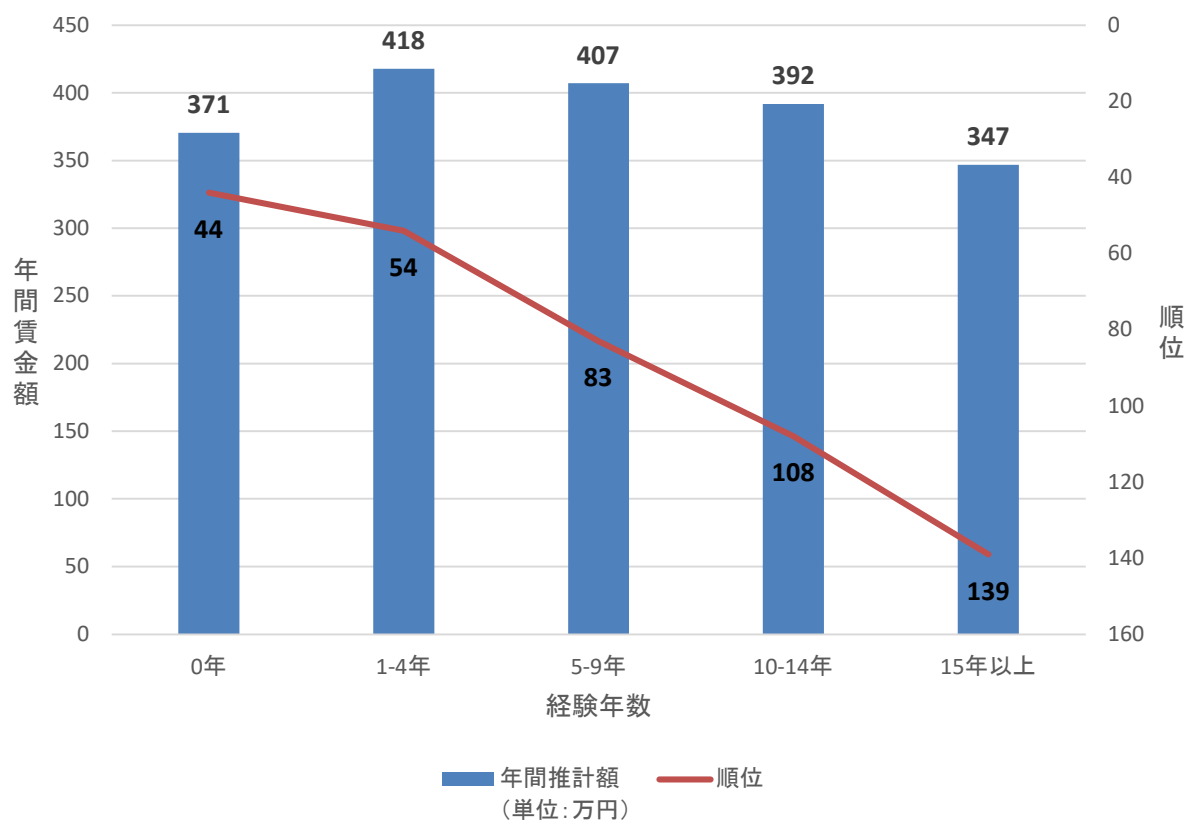
	タクシー 運転者	製造業	建設業	卸・小売業	宿泊・飲食業	社会福祉・介 護
年齢階級	年間推計額	年間推計額	年間推計額	年間推計額	年間推計額	年間推計額
20～24	4,833.6	3,664.3	3,832.3	3,525.0	3,165.4	3,300.1
25～29	4,828.7	4,374.4	4,938.8	4,385.8	3,680.2	3,720.1
30～34	5,179.2	5,011.5	5,520.6	4,901.8	3,975.3	3,956.2
35～39	4,918.7	5,629.4	6,101.6	5,394.6	4,209.6	4,221.6
40～44	4,985.5	5,946.8	6,302.7	5,827.1	4,487.8	4,338.3
45～49	5,213.1	6,326.0	6,501.1	6,165.1	4,841.6	4,456.2
50～54	4,943.1	6,503.7	6,998.7	6,974.1	4,621.1	4,467.2
55～59	4,813.5	6,660.1	7,265.3	7,013.0	4,408.6	4,407.9
60～64	4,401.3	4,791.1	6,056.9	5,195.5	3,740.3	4,050.0
65～69	3,790.5	3,684.2	4,726.4	3,609.2	3,057.5	3,585.6
70～	3,475.9	3,170.3	3,965.3	3,249.9	2,597.4	3,600.2
区分なし	4,508.2	5,535.9	5,921.4	5,620.1	4,025.6	4,148.5

年齢階級別年間給与の比較 (単位:千円)



- ① 主要産業との比較では、20代前半で年間推計額が400万円を超えているのはタクシー運転者のみとなっている。
- ② 製造業、建設業、卸・小売業との比較では、35歳以上あたりから明確に差が開き始める一方、宿泊・飲食業、社会福祉・介護業との比較では、依然としてタクシー運転者飲年間推計額が高くなっている。これらの両業種については、年齢による昇給度合いが低い状況にあるほか、宿泊・飲食業については、40代後半で年間推計額のピークを迎えるなど他業種とは異なる様相を示している。
- ③ 60歳以上では、タクシー運転者と製造業、卸・小売業との年間推計額の差は急速に縮まり、65歳以上ではタクシー運転者の年間推計額の方が高くなっている。
- ④ 以上のように、タクシー運転者の年間推計額は、若年層及び高齢層において相対的に高い水準を示しているほか、宿泊・飲食業や社会福祉・介護業との比較では多くの年代で上回っている。一方で、歩合給が主である賃金形態により一律に高賃金であるとはいえないものの、少なくとも主要産業との比較において著しく低い水準にあるとは評価しにくい。また、高齢になっても賃金が低下しづらい特徴があり、これは定年後再雇用による賃金低下が一般的な他産業と異なり、年齢による賃金カーブが生じにくい歩合給の構造に起因するものと考えられる。

グラフ3 タクシー運転者の経験年数別の総職種における順位



経験年数	年間推計額 (単位:万円)	順位
0年	371	44
1-4年	418	54
5-9年	407	83
10-14年	392	108
15年以上	347	139

職種総数

145

※職種別賃金年間推計額の順位は110位

- ① タクシー運転者の総職種における賃金の年間推計額順位は、職種総数145のうち、110位となっている。
- ② 経験年数5年未満は全体の上位3分の1以内の順位であるが、10年未満では中間的な順位、10年以降では下位3分の1以内の順位まで低下している。歩合給制度では、経験年数に応じて賃金が段階的に上昇する仕組みは一般的に取り入れられておらず、経験年数が昇給要素となる年功賃金制度を採る他職種と比較すると、勤続年数の増加に伴い、平均賃金の相対的な順位が低下する傾向が見られる。

第4表 都道府県別タクシー運転者と全産業労働者との労働時間・賃金比較

[賃金 単位:円]

県名	月間労働時間			給 与				
	タクシー 運転者①	全産業 労働者②	格差 ①-②	タクシー運転者 年間推計額③	全産業労働者 年間推計額④	格 差 ④-③	対前年 増 減	令和6年 格 差
北海道	223	173	50	4,203,200	4,665,600	462,400	-709,100	1,171,500
青森	169	171	-2	3,033,900	4,007,800	973,900	-945,700	1,919,600
岩手	186	174	12	2,799,800	4,265,000	1,465,200	234,400	1,230,800
宮城	187	173	14	3,346,900	4,993,200	1,646,300	-76,700	1,723,000
秋田	163	170	-7	2,987,800	4,263,800	1,276,000	-163,800	1,439,800
山形	189	172	17	3,042,200	4,237,800	1,195,600	-325,600	1,521,200
福島	181	173	8	3,176,600	4,552,100	1,375,500	-310,700	1,686,200
茨城	189	172	17	2,918,400	5,333,900	2,415,500	1,001,500	1,414,000
栃木	196	174	22	4,613,100	5,173,500	560,400	-995,000	1,555,400
群馬	178	174	4	2,969,000	4,945,200	1,976,200	937,500	1,038,700
埼玉	177	175	2	4,130,400	5,135,700	1,005,300	721,500	283,800
千葉	168	174	-6	4,488,000	5,349,300	861,300	-809,600	1,670,900
東京	198	169	29	5,703,500	6,779,800	1,076,300	-345,000	1,421,300
神奈川	201	172	29	4,489,400	5,921,100	1,431,700	-129,700	1,561,400
山梨	191	173	18	3,596,400	4,626,500	1,030,100	-379,300	1,409,400
新潟	187	173	14	3,856,500	4,834,100	977,600	-782,300	1,759,900
富山	143	173	-30	2,539,800	4,858,000	2,318,200	1,335,800	982,400
石川	187	172	15	4,146,100	4,805,300	659,200	-1,059,300	1,718,500
長野	151	173	-22	3,225,000	5,102,600	1,877,600	323,300	1,554,300
福井	186	174	12	3,629,800	4,916,900	1,287,100	608,000	679,100
岐阜	181	175	6	4,120,200	4,961,100	840,900	-191,200	1,032,100
静岡	208	175	33	3,977,900	5,061,500	1,083,600	-314,800	1,398,400
愛知	177	176	1	4,225,200	5,703,700	1,478,500	745,300	733,200
三重	216	174	42	3,898,800	5,165,800	1,267,000	-510,300	1,777,300
滋賀	211	172	39	3,967,800	5,336,800	1,369,000	-501,600	1,870,600
京都	208	173	35	4,456,600	5,336,600	880,000	-414,200	1,294,200
大阪	198	172	26	4,790,400	5,504,400	714,000	-276,000	990,000
兵庫	179	175	4	4,038,900	5,455,200	1,416,300	-222,500	1,638,800
奈良	170	174	-4	3,141,800	5,010,400	1,868,600	-	-
和歌山	182	176	6	3,218,400	4,768,000	1,549,600	794,300	755,300
鳥取	184	171	13	3,146,100	4,295,600	1,149,500	337,600	811,900
島根	187	174	13	3,535,600	4,465,100	929,500	-202,000	1,131,500
岡山	194	175	19	3,666,200	4,839,300	1,173,100	102,500	1,070,600
広島	189	175	14	3,994,100	5,133,300	1,139,200	-393,200	1,532,400
山口	224	174	50	3,968,400	4,981,700	1,013,300	-519,900	1,533,200
徳島	195	170	25	3,468,400	4,710,600	1,242,200	-858,700	2,100,900
香川	187	174	13	3,700,900	4,982,100	1,281,200	19,600	1,261,600
愛媛	183	173	10	3,340,900	4,608,500	1,267,600	-110,900	1,378,500
高知	188	168	20	3,275,900	4,310,200	1,034,300	-107,100	1,141,400
福岡	199	172	27	3,834,800	5,003,300	1,168,500	-78,700	1,247,200
佐賀	185	173	12	3,034,000	4,460,500	1,426,500	12,100	1,414,400
長崎	184	173	11	3,513,100	4,468,000	954,900	-61,700	1,016,600
熊本	168	173	-5	2,901,600	4,607,600	1,706,000	326,600	1,379,400
大分	132	173	-41	2,836,800	4,573,200	1,736,400	40,300	1,696,100
宮崎	182	172	10	2,862,800	4,115,900	1,253,100	78,600	1,174,500
鹿児島	162	173	-11	3,040,500	4,528,900	1,488,400	320,200	1,168,200
沖縄	159	170	-11	2,948,000	4,114,400	1,166,400	577,700	588,700
全国	192	173	19	4,508,200	5,455,600	947,400	67,900	879,500
対前年 増減	2	2	0	359,700	185,700	-174,000		
全国	1.1%	1.2%	0.0%	8.7%	3.5%	-15.5%		
令和6年	190	171	19	4,148,500	5,269,900	1,121,400	241,900	879,500

注1) 本年度の調査対象件数は、59,836事業所であるが、全国のあらゆる産業・規模・職種等を対象としている調査の性格上、タクシー運転者に係る調査対象事業所数は限定されていることが想定される。このため、小規模都道府県については、調査対象事業所が非常に少数とされた結果、各都道府県の実情が正確に反映されていない可能性があることに留意することが必要。

注2) 東京都と地方の賃金額の比較の際には、住居費の支出額に大きな差があることを考慮することが必要。